

労働保険事務委託をされる事業所の方へご案内

<労働保険事務組合制度とは>

労災保険や雇用保険には、保険加入手続や労働保険料の申告・納付、その他雇用保険の被保険者に関する各種の事務手続がありますが、中小企業の事業主にはその事務が大きな負担になり、労働保険の適用の障壁となっています。

労働保険事務組合制度は、事業主が自ら行うべき労働保険事務を事業主の団体等に委託することにより、その事務処理面の負担を軽減し、労働保険の適用促進及び保険料の適正な徴収を図るとともに、本制度を利用することによって、労働者とともに働いている中小事業主及びその家族従業者に労災保険の適用を受けられるようにした制度です。

<委託事業主の範囲>

事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、以下の事業主です。

業種(日本標準産業分類による)	常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50 人以下
卸売業、サービス業(清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は含めない)	100 人以下
上記以外の業種	300 人以下

<特別加入制度とは>

労災保険は、事業に使用される「労働者」の保護を目的とする制度ですから、事業主、自営業者、家族従事者、その他「労働者でない者」の災害は、本来労災保険の保護の対象にはなりません。

特別加入制度は、これらの者であっても、労働基準法の適用労働者に準じて保護することを適当とする一定の者については、制度本来の趣旨を損なわない範囲で、特別に任意に加入することを認め、一定の要件をみたす災害について、保険給付等を行うことを目的とする制度です。

<事務委託手数料>

規約に基づき手数料および加入金を徴収します。

【労働保険事務手数料】

3期に分けて(7月、10月、1月)労働保険料の納付の際に徴収します(月割)。(税込)

労働者数区分	雇用保険	労災保険	合 計
5 人未満の事業所	月額 1,100 円	月額 1,100 円	年額 26,400 円
10 人未満の事業所	月額 1,650 円	月額 1,650 円	年額 39,600 円
10 人以上の事業所	月額 2,200 円	月額 2,200 円	年額 52,800 円

【加入金】

新規適用時の労働保険の新規加入、労働保険の成立届、雇用保険の設置届、委託届などの諸届一切については、加入金として 11,000 円(税込)徴収します。

当事務組合では事務処理規約を設けており、委託事業者の責務等についても定めています。該当箇所は以下の通りです。

<労働保険事務組合 事務処理規約より>

第3条 委託組合員は、委託している本事務組合とつねに緊密な連携を保ち、その指示に従い、保険料等の交付及び定められた事務を、的確に処理しなければならない。

2. 委託組合員は誠実を旨とし、労働保険事務組合に対する申告は、真正なものでなければならない。

第5条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務委託書(組様式第1号)を提出しなければならない。

4. 労災保険法第28条第1項又は第30条第1項の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第8条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組様式第4号又は組機様式第5号・第8号)により、毎年指定した期日までに本事務組合に報告しなければならない。

一、事業の概要

二、使用労働者について前年度中(前年4月1日から本年3月31日まで)に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額

三、その年の3月中に使用した1日平均の労働者数

四、特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額

五、その他本事務組合が必要と認める事項

第9条 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

一、事業名称及び事業場の所在地

二、予定される事業の期間

三、建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所

四、立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量並びに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所

第10条 委託組合員は、その使用労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動(以下「被保険者の異動」という。)又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動(以下「事業主の異動」という。)に関する安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその変更があつて5日以内に本事務組合に報告しなければならない。

2. 委託組合員は、雇用保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

第11条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、「離職証明書」を作成するに足る事実(離職理由は具体的に明確に)及び当該被保険者が「離職票」の交付希望の有無を本事務組合に報告しなければならない。

その他条項について閲覧希望の際は職員へお申し付けください。